

しよとくぜい こうじょ
所得税の控除

内 容	<p>納税者が障がい者である場合、または扶養親族(配偶者を含む)に障がい者がいる場合に、納税者の所得額から障がいの程度に応じた額が控除されます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級 → 特別障がい者として所得額から40万円が控除されます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳2・3級 → 普通障がい者として所得額から27万円が控除されます。</p> <p>扶養親族(配偶者を含む)に精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がおられ、同居している場合 → 納税者の所得額からさらに35万円が控除されます。</p>
窓 口	<p>確定申告の場合・・・国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901 (自動音声案内にしたがって操作してください)</p> <p>源泉徴収の場合・・・勤務先の給与担当者</p>

じゅうみんぜい こうじょ
住民税の控除

内 容	<p>納税者が障がい者である場合、または扶養親族(配偶者を含む)に障がい者がいる場合に、納税者の所得額から障がいの程度に応じた額が控除されます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級 → 特別障がい者として所得額から30万円が控除されます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳2・3級 → 普通障がい者として所得額から26万円が控除されます。</p> <p>扶養親族(配偶者を含む)に精神保健福祉手帳1級を所持している方がおられ、同居している場合 → 納税者の所得額からさらに23万円が控除されます。</p>
窓 口	<p>愛荘町税務課 TEL 0749-42-7690 FAX 0749-42-7117</p> <p>※ただし、年末調整や確定申告で所得税での控除を受けている場合は、住民税の手続きは不要です。</p>

そうぞくぜい こうじょ
相続税の控除

内 容	<p>相続または遺贈によって財産を得た障がい者が民法にいう相続人に該当する場合は、次の額にその方が満70歳になるまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税から控除されます。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳 1級の人 → 20万円</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳 2・3級の人 → 10万円</p>
窓 口	<p>彦根税務署 TEL 0749-22-7640(自動音声案内にしたがって操作してください。)</p>

贈与税の控除

内 容	対象者に対して生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。
対 象	精神障害者保健福祉手帳1級の人
窓 口	国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)

自動車税の減免

内 容	自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車は、原則精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方と生計を同一にしている方が所有している車に限ります。 * 自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。一定の要件がありますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。
必要書類	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(原本) <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 運転免許証(表裏の写しでも可) <input type="checkbox"/> 減免申請書(県税事務所備え付け) <input type="checkbox"/> 自動車検査証(写しでも可) <input type="checkbox"/> 生計同一証明書(愛荘町福祉課) <input type="checkbox"/> 障がい者が継続して使用していること分かる証明(通院・通学・通勤・通所)
窓 口	滋賀県東北部県税事務所 湖東納税課 TEL 0749-27-2206 FAX 0749-26-3391 (滋賀県内の各県税事務所・自動車税事務所(守山)での受け付け可能) TEL 077-585-7288 生計同一証明書の発行・・・愛荘町福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

軽自動車税の減免

内 容	軽自動車税が減免される場合があります。 減免対象となる自動車等は、原則として精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方と生計を同一にしている方が所有している車に限ります。 * 軽自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。障がい者お一人について普通乗用車を含めて一台のみの減免となります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。
必要書類	家族の方が運転される場合は、通勤通学、通院、通所証明書、家族以外が運転する場合は、常時介護が必要である旨の証明書が必要です。 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 納税通知書および納付書 <input type="checkbox"/> 運転免許証(運転される方のもの) <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証のコピー)
申請期間	5月に納税通知書および納付書がお手元に到着してから、納付期限7日前までに申請してください。
窓 口	愛荘町税務課 TEL 0749-42-7690 FAX 0749-42-7117

所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)

内 容	<p><特定増改築等住宅借入金等特別控除> バリアフリー改修工事を含む増改築を行った方で、下記対象に該当し、工事に係る資金について、借入金があつて一定の要件を満たす場合は、所得税額から1年間で最高12万5千円控除されます。 ※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。</p>
対 象	次のいずれかに該当する方 ・年齢が50歳以上である ・要介護認定または要支援認定を受けている ・障がい者である ・要介護認定または要支援認定を受けている親族、障がいのある親族、65歳以上の親族のいずれかと同居している
窓 口	国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)

●行動範囲の拡大

駐車禁止の対象除外

内 容	下記の精神障害者保健福祉手帳を所持する方の利用する車が、駐車禁止の対象から除外されます。下記窓口にて証明書を発行します。
対 象	精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
必要書類	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証
窓 口	東近江警察署交通課 TEL 0748-24-0110 FAX 0748-24-0143

ヘルプマーク

内 容	 義足や人工関節を使用している人、内部障害者難病のある人、又は妊婦初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。希望される人に無料でお渡します。
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

JR線・近江鉄道線旅客運賃の割引

内 容	JR線・近江鉄道線の乗車運賃が下記のように割引されます。
対 象	精神障害者保健福祉手帳所持者 1種 … 本人とその介護者1名が乗車する場合 (1級) 普通乗車券・回数乗車券 → 5割引 定期乗車券 → 5割引 本人のみで乗車する場合 普通乗車券 → 5割引 片道100km(他鉄道通算)を超える場合のみ 2種 … 本人のみで乗車する場合 (2・3級) 普通乗車券 → 5割引 片道100km(他鉄道通算)を超える場合のみ
使い方	乗車券購入前にJR・近江鉄道各駅窓口にて手帳を提示ください。

自動車燃料費、タクシー運賃の助成

内 容	<p>自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します。 自動車燃料費は年間7,200円の金額助成、タクシー運賃は年間14,400円(600円×24枚)のチケットによる助成をします。 ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までの分を月数割りで運賃助成券を交付します。</p>
対 象	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者で在宅生活されている方。 ※ただし、自動車燃料費助成事業の対象者は、精神障害者保健福祉手帳1級の方に限ります。</p>
窓 口	<p>愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887</p>
使 用 方	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車の精算時にチケットを提示ください。 なお、町と協定締結している業者に限ります。 ・タクシーの乗車1回につき助成券利用限度枚数は2枚とします。 ・自動車燃料費助成については、町内の給油所において申請された自家用自動車に給油した場合に限ります。(領収書を添えて年度内に請求してください) ・タクシー運賃助成利用の方は、タクシー乗車時に手帳を提示することにより、タクシー運賃の割引と一緒に利用できます。

近江鉄道バス・湖国バス運賃の割引

内 容	<p>バスを利用する時、普通旅客運賃が5割引になります。</p>
対 象	<p>精神障害者保健福祉手帳の所持者</p>
窓 口	<p>バス乗車時に手帳を提示してください。</p>

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

内 容	<p>障がいのある人や高齢者など、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場になるよう、車いすマーク等の駐車区画を利用いただくための利用証交付する制度です。</p>
対 象	<ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳所持者で一定の障害区分および要件を満たすもの ② 療育手帳所持者で程度が「A1」「A2」または「A」の方 ③ 精神保健福祉手帳所持者で区分が「2級」以上の方 ④ 難病患者の場合は特定疾患医療受給者等の方 ⑤ 高齢者の場合は要介護状態区分が「要介護1～5」の方 ⑥ 妊産婦の場合は母子手帳取得時～産後1年の方 ⑦ けが人の場合は一時的に移動の配慮が必要な方 ⑧ その他、上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方
必要書類	<p>①～③は手帳の写し ④は特定疾患医療受給者証等の写し ⑤は介護保険被保険者証の写し ⑥は母子健康手帳の写し ⑦～⑧は医師の診断書・意見書および身分証明書</p>
窓 口	<p>滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-3512 FAX077-528-4850</p>

タクシーうんちんのわりびき運賃の割引

内 容	メーター表示額より 10% の割引になります。
対 象	精神障害者保健福祉手帳所持者
使い方	タクシー乗車時に手帳を提示ください。

予約型乗合タクシーあいしょう あい（愛称：愛うんちんのりわりびきタクシー）運賃の割引

内 容	障がいのある人とその(※)介護者は、運賃が大人普通料金の半額になります。 (※介護者は、身体障害者手帳・療育手帳の1種介護付 表示者のみ)
対 象	精神障害者保健福祉手帳の所持者
使い方	予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー(株)(TEL:0749-22-1111)まで。また、タクシー乗車時に手帳を提示ください。
その他	・予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。 ・運行車両は全て車イスに対応していますが、折りたためない車イス(電動車イス等)は、対応できません。予め、ご了承をお願いします。

航空旅客運賃こうくうりょかくうんちんのわりびきの割引

内 容	国内航空線を利用する時に、割引が適用されます。
対 象	満3歳以上の精神障害者保健福祉手帳の所持者 (有効期限内の手帳に限る) 「本人・介護人1名」に適用
窓 口	各航空券販売窓口
使い方	航空券販売窓口で手帳を提示してください。
備 考	割引率は利用される航空会社により異なります。 詳しくは各航空会社に直接問い合わせてください。

● 公共料金の割引等

NHKNHK ほうそうじゆしんりょうのげんめん放送受信料の減免

内 容	NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。
対 象	< 全額減免 > 精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、かつ、世帯を構成するすべての人が 町民税非課税の場合 < 半額免除 > 精神障害者保健福祉手帳1級の人で世帯主の場合
必要書類	<input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑
窓 口	愛荘町福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

携帯電話基本料等けいたいでん わきほんりょうなどの割引わりびき

内 容	携帯電話の基本料等が割引されます。 割引内容は各携帯電話会社によって異なります。詳しくは各店舗へお問い合わせください。
対 象	精神障害者保健福祉手帳所持者
窓 口	携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等

でんわばんごう わりょうあんない
電話番号の無料案内

内 容	電話番号を無料で案内します。
対 象	精神障害者保健福祉手帳所持者
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳
窓 口	最寄のNTT支店 もしくは、下記に連絡すれば申込書が送られてきます。 ● NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104174

けんりつしせつにゆうじょう(かん)りょうのわりびき
県立施設入場(館)料の割引

内 容	下記の施設で入館時に手帳を提示すれば、入場料が無料または割引されます。
対 象	①入場料・使用料が無料になる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 醒井養鱒場 TEL 0749-54-0301 FAX 0749-54-0302 観光案内 TEL 0749-54-2715 ・ 近代美術館 TEL 077-543-2111 FAX 077-543-4220 ・ 陶芸の森陶芸館 TEL 0748-83-0909 FAX 0748-83-1193 ・ 安土城考古博物館 TEL 0748-46-2424 FAX 0748-46-6140 ・ 県立障害者福祉センター TEL 077-564-7327 FAX 077-564-7641 ・ 琵琶湖博物館 TEL 077-568-4811 FAX 077-568-4850 ・ 芸術劇場びわ湖ホール TEL 077-523-7133 ・ びわ湖こどもの国 TEL 0740-34-1392 ・ 希望が丘文化公園 TEL 077-586-2111

はたそら にゅうじょうりょう わりびき
ラポール秦荘けんこうプールの入場料の割引

内 容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方および必要な介助者1名(高校生以上)については、利用者各区分の半額です。
窓 口	ラポール秦荘けんこうプール (〒529-1206 愛荘町蚊野2978番地1) TEL 0749-37-4777 FAX 0749-37-4778

●日常生活の支援

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
日常生活用具の給付

内 容	一割の自己負担で下記の日常生活用具の交付が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災警報器 ・ 自動消火器 ・ 電磁調理器
対 象	用具の種類ごとに細かな要件があります。下記の窓口へお問い合わせください。
窓 口	愛荘町福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

じゅうどしんしんじょう しゃきんきゅうつうほう
重度身心障がい者緊急通報システム

内 容	急病などの緊急事態に胸にかけたペンダントまたは押しボタンを押すと緊急通報が発信されます。
対 象	緊急通報を発した場合、近隣協力者等関係機関の居住地内への立入りを認め、かつその際住居等の一部に破損が生じても、一切修復責任を問わない旨の承諾ができる人で、下記に該当する人。利用料は月額150円です。(通信料は自己負担) ① 満65歳以上の独居・高齢世帯で常時注意を要する人 ② 在宅・独居の重度障がい者および重度障がい者世帯(精神障害者保健福祉手帳 1級、2級)
窓 口	愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887